

仕 様 書

1 件 名 であいの森マイクロバス運行送迎業務委託

2 委託場所 草加市柿木町261番地1
草加市総合福祉センターであいの森

3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 支払方法 業務完了月払（年12回払）

5 委託業務の内容

委託業務内容は次のとおりとする。

- (1) 高年者、障がい者及びすこやかクラブの団体が、安全かつ容易に来館できるよう便を図るため、施設管理者が作成した運行計画に従い、送迎バスの運行及びこれに付帯する業務を行うこと。
- (2) 運行車両の管理全般に関すること。
- (3) 自動車継続検査（車検）の受検に関すること。
- (4) 事故の際の処理及び対応に関すること。

6 運行日

バスの運行日は、であいの森の休業日（12月29日から翌年の1月3日まで）及び臨時休業日の2日を除く毎日とする。

7 運行時間 午前8時30分から午後4時30分まで

8 基本走行距離 1日 平均約75km

9 運行経路と運行時刻

運行経路と運行時刻は、施設管理者の作成したものによる。ただし、運行経路を変更する場合は、双方協議のうえ決定する。

10 運行車両の確保

- (1) 運行については、受託者の用意するマイクロバスの車両1台を用いる。
- (2) 受託者の用意する車両について
 - ① 草加市総合福祉センターであいの森の名称明記した車両であること。なお、マグネットタイプも可能とする。
 - ② 冷暖房完備、乗車定員29人であること。
 - ③ 「特定旅客自動車運送事業の許可」及び「大型自動車等通行許可」の許可を受けた車両であること。
 - ④ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例」の適合車両であること。
 - ⑤ スタッドレスタイヤ装備及びドライブレコーダー（前後）搭載の車両であること。

11 運転手の確保

運行送迎業務を遂行するため、大型二種免許を保持するとともに、道路事情及び地理等を熟知し、かつ、安全で快適な運行を行うことができる者を運転手として配置すること。

12 服務規律

運行事業者は、細心の注意を持って運行送迎業務に当たるとともに、利用者に対し親切丁寧を心がけ、日常の言葉使い、態度には充分注意しなければならない。

13 薬品の携行

運行事業者は、運行送迎業務に当たって救急薬品を携行するものとする。

14 事故発生時の処置

運行事業者は、運行送迎業務中、万一、交通事故その他の緊急事態が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、委託者及び関係者に通報しなければならない。また、緊急時の連絡体制を整備し、事前に委託者へ提出すること。

15 損害賠償

バス運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、受託者がその責を負うこと。ただし、受託者の責によらないものはこの限りではない。

16 運行経路等

利用者の利便性を考慮し、草加駅・獨協大学前駅方面コース及びすこやかクラブ送迎（市内全般）の2系統を基本とする。

17 運行記録表の提出

運行事業者は、毎月の運行記録表を委託者に提出しなければならない。また委託者が求めた際には、運行実態が確認できる書類を速やかに提示すること。

18 乗降の安全確認

運行車両の乗車、降車の際は、必ず安全を確認し安全運行に努めなければならない。その際介助が必要な方の乗降時には、補助を行うこと。また利用者の乗車時には検温を実施し、感染症防止に努めること。

19 代替車両の確保

運行事業者は、故障及び検査等により車両に使用不能期間が生じた場合には、代替車両を確保するとともに、遅滞なく運行送迎業務を履行しなければならない。なお、この車両は10項に揚げた車両と同等のものとする。

20 費用負担

- (1) 車両の運行及び維持管理に係る経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 業務の履行に必要な消耗品等の費用は全て受託者の負担とする。

21 その他

運行送迎業務の必要事項については、その都度協議のうえ、運行を実施するものとする。

22 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ譲渡、または提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勧案し、見積もりを作成すること。

23 問合せ先

草加市総合福祉センターであいの森 担当：高橋

電話 048（936）2791

又は

草加市社会福祉事業団事務局財務課 担当：馬場

電話 048（930）0311